議案 第3号

川越都市計画 地区計画の変更 (川島町決定)

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画地区計画の変更(川島町:三島地区)についての理由を示したものです。

I 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域は、川越市、日高市及び川島町の2市1町の行政区域です。

本地区は、JR埼京線・東武東上線川越駅から北へ約8km、川島ICから西に約1km、関越自動車 道東松山ICから南東へ約9kmに位置する地区です。

Ⅱ 変更の必要性

土地区画整理事業により道路等の都市基盤施設が整備される地区であり、インターチェンジに近接する交通の利便性を活かしつつ、土地区画整理事業の事業効果の維持と増進を図るとともに、周辺の住宅地及び農地等と調和する産業系市街地の形成を図るため、地区計画を新たに定めます。

Ⅲ 地区計画の考え方

本地区は、圏央道川島インターチェンジに近接する市街地であり、工場跡地活用による町内の高まる産業系開発の受け皿を確保し、秩序ある土地利用を誘導するとともに、周辺環境と調和する産業系市街地の形成を図ることを目標とします。

そのために、本地区は工業地区A、工業地区B及び住宅地区の3地区に区分し、工業地区Aについては工業・物流施設の利便を増進するとともに、周辺環境との調和が図られた産業市街地を形成、工業地区Bは既存工業施設の操業環境の維持・増進を図るとともに、周辺の居住環境に配慮した住工複合市街地の形成を図ります。また、住宅地区については戸建住宅を主体とした良好な居住環境を有する住宅市街地の形成を図ります。

なお、これらの地区の形成にあたって、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めます。

Ⅳ. 関連する都市計画

本地区は地区計画の変更とあわせ、以下の都市計画を定める予定です。

① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(埼玉県決定)

土地区画整理事業により、工業の利便の増進及び周辺環境と調和した新たな工業地としての土地利用を図っていく方針を明確にするため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更します。

② 区域区分(埼玉県決定)

工業系の土地区画整理事業の実施が確実になったことから、計画的な市街地整備が行われるため、市街化区域に編入します。

③ 用途地域 (川島町決定)

工場跡地活用による町内の高まる産業系開発の受け皿を確保し、秩序ある土地利用を誘導するとともに、周辺環境と調和する市街地の形成を図るため、市街化区域に編入し、用途地域を指定します。

④ 防火地域及び準防火地域 (川島町決定)

土地区画整理事業を行う区域に工業地域を新たに指定するのに伴い、建築物等の不燃化・延焼防 止を図り、火災に強い安全な市街地形成するため、準防火地域を指定します。

⑤ 土地区画整理事業 (川島町決定)

計画的な都市基盤整備により、周辺の住宅地や農地との調和を図りながら、川島インターチェンジに近接する交通の利便性を活かした産業誘導地を形成するため、土地区画整理事業を行う区域を定めます。

⑥ 川越都市計画下水道の変更(川島町決定)

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、三島地区について汚水処理区域、雨水排水区域を拡大します

V. 参考資料

1) 川越都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成27年3月変更予定)

(1) 地域毎の市街地像

川越工業団地、川越狭山工業団地、富士見工業団地、的場工業団地、原宿周辺地区、上 鹿山地区、川島産業団地、川島工業団地、戸守地区、三島地区は、周辺の環境に配慮した産業を集積する工業地を形成する。

(2) 区域区分の方針

市街化区域のおおむねの規模 約 4,172 ha

2) 第5次川島町総合振興計画(平成25年3月改訂)

(1) 土地利用方針

《物流·工業系地域》

新たな物流・工業団地(区域)としては、主要道路沿線などへの整備を推進するほか、町の東部地域などにおいて物流・工業団地(区域)の整備や研究機関の誘致を推進します。

(2) 市街地の整備

《新市街地の整備》

首都圏中央連絡自動車道の交通利便性を活かした川島インターチェンジ周辺地域の整備を図ります。

3) 川島町都市計画マスタープラン(平成25年4月改訂)

《物流・工業系地域》

既存の工業地(工業専用地域)については、既に工場などの立地が図られており、それらの環境の保全・整備を推進します。

新たな物流・工業団地(区域)としては、主要道路沿線などへの整備を推進するほか、物流・工業団地(区域)の整備や研究機関の誘致を推進します。

都市計画三島地区地区計画を次のように決定する。

決定告示年月日 平成27年3月 日

名	称	三島地区地区計画			
位	置	川島町大字上伊草地内			
面	積	約 6.1 ha			
地	区計画の目標	本地区は、圏央道川島インターチェンジに近接する市街地であり、 工場跡地活用による町内の高まる産業系開発の受け皿を確保し、秩序 ある土地利用を誘導するとともに、土地区画整理事業による事業効果 の維持・増進を図り、周辺環境と調和する市街地の形成を図ることを 目標とする。			
	土地利用の方針	本地区を3地区に区分し、各地区の特性に応じた健全で合理的な土地利用を図るために、それぞれの方針を次のように定める。 (1) 工業地区A 工業・物流施設の利便を増進するとともに、周辺環境との調和が図られた産業市街地を形成する。 (2) 工業地区B 既存工業施設の操業環境の維持・増進を図るとともに、周辺の居住環境に配慮した住工複合市街地を形成する。 (3) 住宅地区 戸建住宅を主体とした良好な居住環境を有する住宅市街地を形成する。			
区域の整備・開発及び	地区施設の整備の方針	工業地区Aにおいては、周辺の自然環境及び住宅地に配慮した緑豊かで良好な市街地環境を形成するために、地区外周部に屋敷林をイメージした緩衝緑地帯(高木植栽帯含む。)を配置する。なお、地区施設で定めた高木植栽帯の部分については、成木時で4m以上となる常緑高木等を10㎡に1本以上植栽し、維持・保全を図る(ただし、車両等の出入口については、この限りでない。)。			
保全の方針	建築物等の整備の方針	土地利用の方針で示した工業地区A・B、住宅地区を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度、垣又はさくの構造の制限を定める。 また、工業地区Aにおいては、隣接する住宅地区への大型車両などの進入を規制し、良好な居住環境の維持・保全を図るため、工業施設用地への出入口は、町道3052号線及び同3506号線、同3083号線からのみとし、設置箇所は原則1ヵ所(2以上の道路に接する場合は2ヵ所)までとする。			
	その他当該地区の整 備、開発及び保全に関 す る 方 針	緑豊かでうるおいのある市街地景観の形成及び環境負荷の低減を図るため、地区内では積極的に敷地内緑化を推進するとともに、建築物の屋上緑化、壁面緑化等に努める。			

地区施設の定 直 路						名 称	幅員	延		名 称		幅 員	延	
地区地数の配置 20				134	пЬ	区画道路1号	7.5m~ 10.0m	約	475m	区画道路45	클	6.6∼ 7.0m	約	55m
選及び根核 公園 神腔 公園 19			施設の配	道	路		9.0m					6.0m	約	
空間 空間 空間 空間 で変 空間 で変 で変 で変 で変 で変 で変しました。 できまままままままままままままままままままままままままままままままままままま								約	85m					
地区の 区 分				公園•	緑地	公園1号:約1,		2号:	約785 m²					
地区の 区 分				緩輸	洲带	緩衝緑地帯:	緩衝緑地帯:幅員 10m・延長 約 390m、高木植栽帯:幅員 5 m・延長 約 640m						640m	
(本)			地区の		分の称									
1 住宅 次の各外に掲げる建築物は、建築してけならない。 次の各外に掲げる建築 次の各外に掲げる建築的は、建築してけならない。 次の各外に掲げる建築的は、建築してはならない。 次本 大坂 大坂 大坂 大坂 大坂 大坂 大坂 大			-	区分	70							, ,,, = ,,,		
1 住宅 世紀 1 住宅 世紀 世紀 1 住宅 世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 世				<u> </u>	_ 惧_			L よ、建			物心	次の各号に 以外の建築	こ掲げ 楽物は、	
	区整備計	築物等に関する事				123 4 事す障ら に 飲こ部内造は 水も 屋投の れ で	高所用 きにすを一の館 を以るの区製属場に 支室、質いの 場々は給を理せる理 別っぱく営法を宿店途 そいる除ム 館 営飲用舎内品施、れ 場、場すり ン処処除及を般業 第20名クも昭条と舗を 福該者。そ の む食途がの主をケら マ的車もス ド施理。び年廃の 2、事ト場25定はそ兼 祉地の)の 他 店店に33工に除一に 一場券のそ を設に 清律棄用 (2業コ 825定下のね セ区用、他 こ 舗そ供の場販くト類 ジ、売 の 含(伴 掃集物に ぬ)をン 年す	宿他る ン内に身こ れ 又のす㎡で売う場す ヤ勝場 他 ・む敷う に打、供)か営ク 法るすこも タの供体れ ら は他る以製又 、る ン馬そ こ ・ 危地危 関77産す 項らむリ 律火る	1 2 3 4 5 6 7 8 910111213 14 15 16 16 17 16 17 17 18 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	「(善さ主」すの漬のホーホる館質リ永も湯、馬売もす質、谷車業物去号、ご甚号るミ告以行産削増生業児面質1増又建宅、飲る用のも一保一も、すン場の、ば投場のケす、場教をの律)産供準(1事クを外規施合則省省表積取9、実は築、、食用途合のム育ムの博るグそ、遊ち票そ、ボる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		以は 12 3 4 5 6 7 9 12 3 4 5 6 7 9 12 13 14 15 15 16 16 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	等い。M.E.O.同様におごがざり、 近天十分互連計である。 で他途 、の用そ分の5 場50 派そる第す築館る号は、 一共事こを 飲他途ののの の の 田の建130分もには、 一共事にを 飲他途ののの の 1 肝の達130分もには、 一世の第130分割である。	建 一司務れ兼 食ここ用末㎡ 末㎡ 所也築)公 のの掲集 住所らね 店れ供途面以 面以 、こ基条益 他 げ を 一 にる 、らすに積内 積内 公れ準の上 こ る

		地区の 区分の 区 分 名 称	工業地区A 工業地区B (工業地域) (工業地域)		住宅地区 (工業地域)		
		5, 000 m² 150 m²					
地	建 築	建築物の敷地面積の最低限度	ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの。 (2) 地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として利用されている建築物の敷地面積の最低限度未満の土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する建築物の敷地面積の最低限度未満の土地について、その全部を一敷地として使用するもの。 (3)電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するもの。 (4)電気事業は(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する電気事業(同項第7号に規定する特定規模電気事業を除く。)の用に供するもの。 (5)町長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの。				
区 整 備 計 画	条物等に関する事項	壁面の位置の制限	を を を を を を を を を を を を を を	では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	この距離物、 に物物、 に物物、 に物のいいり に物のいいり に物のいいり にあるを でいるので、 にはいるので、 にはいる。 にはいるので、 にはいる。 にはいるので、 にはいる。 には、 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはいる。 にはい。 にはい。 にはい。 にはい。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、		

	地区の 区分の 区 分 名 称	工業地区A (工業地域)	工業地区 B (工業地域)	住宅地区 (工業地域)		
	,	建築物等の高さの最 高限度は、25m以下と する。	建築物等の最高限度は	、12m以下とする。		
	建築物等の高さ の 最 高 限 度	ー 工業地区Aにある高さ	高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さが4mの水平面に敷地境界線からの水平距離が5mを超え、10m以内の範囲においては5時間以上、10mを超える範囲においては3時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。が10mを超える建築物で、冬至日において、工業地			
		は住宅地区の地区内にあ ただし、次のいずれか (1) 電気通信事業法 (B 認定電気通信事業者が の。	に該当する場合は、このN 召和 59 年法律第 86 号)第 「同項に規定する認定電気	限りでない。 120 条第1項に規定する 通信事業の用に供するも		
			9 年法律第 170 号)第2条に規定する特定規模電気			
地区整備計画建築物等に関する事項	建築物等の形態又は色彩の意匠の制限	1 個別が利益を表するの、もこ屋に用和法とのののの、おいのの、おいのの、おいのの、おいのであり、おいのでは、おいのでは、おいのであり、おいのであり、おいのであり、おいのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	すけ該形なリ分分 で まい P.5を まい 条業現す 高眺大のと外すにす、 ま次すす石ト除1 彩 () でPえ () 昭1同電施 水・さすで告もしよ彩 うにるる、等くを 度 たの (をる たの 和項項気設 槽景、るき物の、う、 上次する、等くを 度 たの (をる たの 和項項気設 槽景、るき物の、う、 がある。の。超 6 だ彩 た含も だ彩 39第第事は な観設。る条を周位装 のである、等になる戸の調方表外第くの、等 がおり返置が ない。 ない P.5を まい 条業規す 高眺大のと外すにす、 がおいーをの の で。 まR超 で。 (第(模る 架望きとが広る供る色 と次すす石ト除1 彩 () でPえ () 昭1同電設 槽景、るき物の、う、 がおり、る条を周位装 のである、ちか作す等又告条)望き配	等柱(装周着ら物るには物第は・さ慮を柱(装周着ら物るには物第は・さ慮をである。)和 な観設。る条を周位装には、)のの光置のたり、う慮出場項自観設たをでします。「で告もしよ形とののででである。」というでは、する。「ないでである。」というでは、する。「ないでである。」というでは、ないである。「ないである。」というでは、ないである。「ないである。」というでは、ないである。「ないである。」というである。「ないである。」というである。「ないである。」というである。「ないである。」というである。「ないである。」というである。「ないである。」というである。「ないである。」というである。「ないである。」というでは、いっというである。「ないである。」というである。「ないである。」というである。「ないである。」というである。「ないである。」というでは、いっというである。「ないである。」というでは、いっというである。「ないである。」というでは、いっというでは、ないである。「ないである。」というでは、いっというでは、いっというでは、いっというでは、いっというでは、いっというでは、いっというでは、いっというでは、いっというでは、ないでは、いっというないは、いっというでは、いっというでは、いっというでは、いっというでは、いっというでは、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというは、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっというには、いっといいい。こといいいいい。こといいいいい。こといいいいいいいいいいいいいいい		

		地区の 区 分 名 称	工業地区A (工業地域)	工業地区 B (工業地域)	住宅地区 (工業地域)
		建築物の緑化率 の 最 低 限 度	20%		_
区 整 備	建築物等に関する事項	垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分はの路面の中心線から高下の透視可能なフェンれらに類する開放性ので、美観を損ねるおそのとする。 ただし、その基礎では路面の中心線から高下のもの及び門柱、門設等の管理上やむをによるの限りでない。	さ 2.0m以前面道路スその他こりあるものれのないもりあるいもり1.5m以りとする。ただしいとする。ただしい路面の中でのものでする。が 60 cm以設等の管質は、この	面する部分は、生垣又は の路面の中心線から高さ の透視可能なフェンス その基礎で前面道路の 心線から高さが 60 cm以 及び門柱、門扉、危険施 理上やむを得ない場合 限りでない。

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図及び地区区分図表示のとおり。」 理 由

工場跡地活用による秩序ある土地利用を誘導するとともに、土地区画整理事業による事業効果の維持・増進を図り、周辺環境と調和する市街地の形成を図る。